

介護において、プロの助けを借りるときに頼りになるのが介護保険です。でも、どんな人が介護保険の対象で、どうすればサービスを受けることができるのかは、意外と知られていません。介護サービス・介護予防サービスの利用方法についての理解が十分ではない現状や、訪問介護サービスの利用に関する誤解、一部不適正なサービス利用の問題も発生しています。

実際に「介護保険を利用したい」と思ったらどのような手続きをすれば良いのでしょうか。今回は、介護認定の申請からサービスの利用が始まるまでの大まかな流れを説明致します。



1. 介護保険とは

介護保険は各市町村が運営し、40歳以上の方が加入しています。原則として介護保険サービスを利用できるのは65歳以上の方ですが、40歳から64歳までの方も国が定める特定疾病がある場合は介護保険サービスを利用できます。

2. 介護保険申請の流れ

介護保険サービスを利用するためにはお住まいの役所にて申請し、要介護認定を受け支援を必要とする度合いを判定してもらう必要があります。



① 申請する

- ◇ 申請窓口は各市町村の役所の介護保険担当課。
- ◇ 申請できる人は本人や家族、または、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設による代行申請もできます。

② 要介護認定

- ◇ 市町村の担当職員が自宅を訪問し、心身の状態や自宅での状況について聞き取り調査を行います。主治医の意見書も参考に判定します。